

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（35）」
2. 日時：平成30年7月5日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、  
糸川安全審査専門職

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、北條技術研究調査官、  
坂本技術参与、船田技術参与、菊池技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、  
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 次長 他12名

## 5. 要旨

- (1) 審査会合での指摘事項に対する回答、共通事項及び劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○日本原子力発電から、審査会合での指摘事項に対する回答、共通事項及び劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

### 【共通事項】

- 着目すべき経年劣化事象でない劣化事象のうち、保全で担保している劣化事象（日常劣化管理事象）について
  - ・熱時効、中性子照射による靱性低下の劣化事象が保全で確認できるとしている根拠について説明すること。
  - ・亜鉛メッキ鋼板製のダクトの保全の考え方について説明すること。

- ・ 摩耗の保全において、摺動状態が連続して発生すると判断する機器と、それ以外の機器の分類方法について説明すること。
- ・ 埋設環境の基礎ボルトの全面腐食が非破壊検査で確認できるとしている根拠を説明すること。

【劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）】

- 炉心シュラウドの評価で評価手法として極限荷重評価法を適用することについて、考え方を整理して説明すること。
- 破壊靱性値の評価に用いた試験データの妥当性について説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 後打ちケミカルアンカの腐食を考慮した評価の対象として「安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備」を選定した理由を説明すること。
- 原子炉給水逆止弁の動的機能維持評価結果について、工認での説明内容と違いがある場合にはその理由を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（中性子照射脆化、電気・計装設備の絶縁低下、耐津波安全性評価）があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- (2) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答及び報告事項（特別点検：原子炉圧力容器）」
- (3) 「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器） 補足説明資料」
- (4) 「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の温度調査に用いた温度計測器について」
- (5) 「東海第二発電所 劣化状況評価（共通事項） 補足説明資料」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化） 補足説明資料」
- (7) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ（追加評価））」
- (8) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- (9) 「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装設備の絶縁低下） 補足説明資料」
- (10) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改13）（6月28日提出資料）
- (11) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）」
- (12) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改14）

- (13)「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価）」
- (14)「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価） 補足説明資料」
- (15)「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」